

○ 西いぶり広域連合市町負担金の徴収に関する規則

平成12年3月28日
規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、西いぶり広域連合規約（平成12年規約第1号。以下「規約」という。）第17条第1項第1号の規定に基づく関係市町の負担金（以下「負担金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金)

第2条 負担金は、規約別表に掲げる事務事業に要する額とする。ただし、規約別表ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設に係る負担金の算定に当っては、当該市町村の手数料（西いぶり広域連合の手数料等に関する条例（平成14年条例第1号）に基づく手数料をいう。）の総額を控除した額を負担金とみなして徴収する。

(負担金の徴収)

第3条 負担金は、西いぶり広域連合長（以下「広域連合長」という。）が発行する納入通知書により納入しなければならない。

(負担金の納期限等)

第4条 規約別表に定める管理費に係る負担金の納期限は、次のとおりとする。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、納期限を変更することができる。

第1期	4月19日
第2期	7月19日
第3期	10月19日
第4期	1月19日

2 規約別表に定める施設管理及び運営費に係る負担金は毎月徴収することとし、その納期限は、前条に規定する納入通知書の納期限によるものとする。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、納期限を変更することができる。

3 規約別表に定める施設建設・整備費及び地方債償還金に係る負担金の納期限は、広域連合長が作成する執行計画に基づき、関係市町と協議して定めるものとする。

4 負担金の額が、年度途中において変更を生じた場合は、その変更を生じた以降の徴収に加算し、若しくは減算し、又は当該年度末において調整を行うものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。